長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月２５日

長浜市長　浅見　宣義

長浜市規則第３５号

長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例施行規則（令和３年長浜市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第７条及び第８条を削る。

第９条第１項中「次に掲げる事務」を「工事負担金の徴収に係る事務」に改め、同項各号を削り、同条第２項中「前項各号」を「前項」に、「公共下水道事業受益者負担金等徴収職員証（様式第５号）」を「公共下水道事業工事負担金等徴収職員証（様式第４号）」に改め、同条を第７条とする。

第１０条を削り、第１１条を第８条とする。

様式第４号を次のように改める。

様式第４号（第７条関係）

（表）

第　　号

公 共 下 水 道 工 事 負 担 金

徴　　収　　職　　員　　証

所属

職名

氏名

年　　月　　日生

（写真）

年　　月　　日発行

長浜市長

（裏）

１　この証は、工事負担金の徴収に関する調査のための質問若しくは検査をする場合には、必ず携帯しなければならない。

２　この証は、関係人の請求があったときには、いつでも提示しなければならない。

３　この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

４　この証の有効期間は発行の日から１年とする。

様式第５号を削る。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。